

市有地の放置自動車 撤去には条例が必要

総務常任委員会

問 現在、放置自動車は何台あるのか。

答 有料駐車場に2台、無料駐車場に4台の計6台ある。他の市有地にはない。

問 放置自動車は条例を制定しなければ市が撤去できないのか。

答 条例がなければ市が撤去することはできない。現在、所有者が判明しているものについては撤去するよう通知している。

問 市営住宅の駐車場に契約者以外の車が停まっていることがあるがそれも対象となるのか。

答 一時的な駐車は対象とならない。

問 非常勤の特別職から変わる職種の身分保障

身分が非常勤の特別職でなくなる職種(自立相談支援員、自立就労専門員、保健推進員など)は、これまでの日当報酬、保険などの身分保障に違いはあるのか。

答 これまで会議などのお出陣時には報酬・費用弁償として支払っていたが、報償費として支払う。また、保険は公務災害補償ではなく、市の総合賠償保険などに対応する。

問 市の総合賠償保険の補償を受けられるのか。

答 は、これまでと同様の補償内容が足りないところがある。民間の傷害保険とあわせて従来と大きな差がない補償となるよう検討している。

問 台風19号の災害支援浸水した保管米は

県全体が激甚災害として指定されているが、栗原市では浸水した保管米が支援対象にならない理由は何か。大崎市では対象としている。

答 大崎市では河川が決壊して浸水したものであり、栗原市では要件に合うものがなかった。該当するものがあれば対応していきたい。

ハイルザーム栗駒など 指定管理の期間は

産業建設常任委員会

問 令和2年度からの指定管理で、指定の期間が3年とのことだが短いのではないか。

答 (株)ゆめぐり以外の第3セクターで管理している指定管理施設もある。今後3年間で第3セクターのあり方を検討することにしたため、他の指定管理施設と調整し、指定管理の期間を3年とした。

問 台風第19号農業災害対策利子補給補助金の内容は

貸付残高に対し1・175%の利子補給

給補助金であるが、この補助金の内訳について聞く。

答 今回の災害資金は基準金利を1・35%と定め、利子補給は県が1%、市が0・175%である。JAから融資を受け

る場合は、JAが0・175%を負担するため農業者の負担は0%となる。

問 築館地区の除雪グレーダーの更新は

交付金の配当がなく除雪グレーダーの購入を断念することだが、現在所有のグレーダーは、いつ購入し使用可能であるのか。



株ゆめぐりが指定管理者となるハイルザーム栗駒

答 昭和61年に購入した機械である。現在も使える状態であり、既に車検整備は終了している。

くりはら斎苑 施設の修繕対応は

文教民生常任委員会

問 くりはら斎苑について、施設の老朽化の状況はどうか。

答 平成13年に設置した施設で18年が経過しており、定期的に修繕を行っている。特に4つある火葬炉は、点検で消耗具合を確認しながら、毎年約700万円をかけて部分的な修繕を行っている。その他の設備も指定管理者から毎月報告があり、状況を確認しながら対応している。

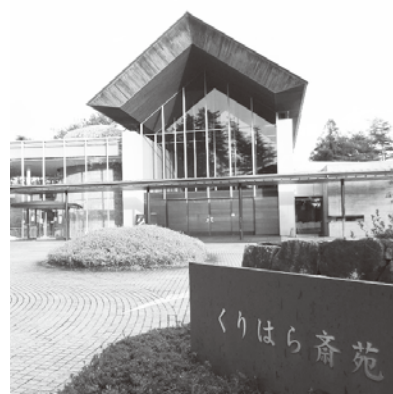
問 築館陸上競技場改修工事の内容は

築館陸上競技場を改修する実施設計業

問 市立病院の経営について

病院事業の累積欠損金が増えていく状況だが、どのような危機感を持っているのか。

答 病床数の適正化や各病院の機能分担の更なる明確化を行わず、今までどおりに運営していけば、毎年同程度の赤字は発生するものと考えている。



設置から18年のくりはら斎苑

答 令和3年3月末で第3種公認陸上競技場の認定期間が満了することに伴う工事であり、レイン幅の規定が変更されているため、レインを引き直す。併せて、トラック内の磨耗部分の補修などを行う。

問 業務委託について、その工事内容を聞く。

答 令和3年3月末で第3種公認陸上競技場の認定期間が満了することに伴う工事であり、レ

前に進む議会改革

議会のあり方調査特別委員会

これまでの議会活動を検証し、今後の議会のあり方を分科会を中心に調査・研究を重ねてきました。調査の結果を報告します。

議員定数・ICT化分科会

議員定数

議会のICT化

議員報酬分科会

議員報酬

出席費用弁償
政務活動費

議会運営分科会

議会基本条例

議会運営の諸課題

調査の結果

①議員定数は2人減とし24人とする。
②ノートパソコンおよび

スマートフォンおよび

スマートフォンの議場などへの持ち込みは許可する。
③議会議員の報酬は妥当であり、期末手当の支給割合は、市長と同様とすべき。また、議会議員の報酬額は、市の「特別職報酬等審議会」で審議すべきである。
④議会議員が会議などに出席した場合は、市職員の車賃額に準じた交通費の実費相当額を支給する。
⑤政務活動費の使い道は会派代表者会議などで再検

討が必要である。
⑥議会議員の期末手当の加算措置は、市長などと同様に支給すべきである。
⑦「広報編集調査特別委員会」は、常任委員会に移行する検討が必要である。また、「議会報告会」の参加者を増やす方策を検討すべきである。
⑧代表質問は、現状のとおり2月定例議会で実施。
⑨議場内への飲料水の持ち込みは禁止しないが、会議中の飲食を禁止する。
⑩議員の会議出席状況は議会だよりおよびホームページでは公表しない。
⑪一般質問に対する答弁書の配布は、現状より早まるよう要請すべきである。
⑫予算・決算の審査方法は、分科会方式を取り入れず、委員全員による審査とする。

⑬議会モニター制度を導入した場合の効果や影響を十分に考慮しながら検討を続けていくべきである。
⑭議会議員の作業服などの被服は、市が貸与するべきである。



議会改革を全員で協議

討論

期末手当の加算や費用弁償に関する議案（記事6ページ）に対して賛成・反対の意見がありました。

反対

菅原 勇喜 議員

議員報酬の年間総額は613万5300円で14市中8番目である。期末手当引き上げで2万50円、15%加算で19万8495円、合計21万8545円の引き上げとなり、14市中6番目となる。市民平均所得が14市中14番目であり、引き上げに反対する。

賛成

三浦 善浩 議員

今回の改正は、議会のあり方調査特別委員会において、十分議論された結果、委員長報告の通り提案された、期末手当の15%加算、車賃の実費弁償および人事院勧告による期末手当の引き上げである。以上のことから、委員長報告を尊重し賛成する。

議員の採決表（発議第7号 栗原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について）

| 議員氏名 議案番号 | 議決結果 | 採 決 結 果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|---|
| | | 佐藤 庄喜 | 小野 久一 | 澤邊 幸浩 | 佐藤 千昭 | 佐藤 範男 | 鹿野 芳幸 | 高橋 勝男 | 高橋 義雄 | 五十嵐 勇 | 石川 正運 | 高橋 涉 | 三塚 東 | 沼倉 猛 | 高橋 将 | 佐藤 悟 | 三浦 善浩 | 菅原 勇喜 | 佐藤 文男 | 相馬 勝義 | 濁沼 一孝 | 佐藤 勇 | 佐々木嘉郎 | 阿部 貞光 | 佐藤 久義 | |
| 発議第7号 | 可決 | 賛 | 反 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 | 反 | 賛 | 反 | 賛 | 反 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 | 反 | 反 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 | - |

※ 「賛」⇒賛成した議員、「反」⇒反対した議員、「欠」⇒欠席、「-」⇒議長のため表決に加わらない